平成２２年（フ）第４７号
埼玉県吉川市大字保726番地１　シャイニーハイツ203号、旧住所埼玉県草加市青柳５丁目６番34号
債務者　喜多みさ子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
埼玉県草加市新善町124番地３　第３志信荘102号
債務者　松川　弘平
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
埼玉県越谷市赤山町２丁目227番地８
債務者　関合　美絵
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
埼玉県草加市苗塚町54番地９
債務者　森林　留美
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
埼玉県吉川市平沼１丁目22番地５　セジュールＩ102
債務者　萬羽　清美
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
埼玉県草加市瀬崎町1314番地８　エクセル堀切201号、前住所埼玉県草加市谷塚町512番地４　ユーハイツ206号
債務者　佐々木克彦
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区30棟205号
債務者　中谷富美男
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３４号
埼玉県川越市大字久下戸１番地１　川越久下戸団地２号棟505号室
債務者　佐々木浩明
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６号
埼玉県秩父市大野原2321番地３　大富ハイツ２号
債務者　内田千津子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第７号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄1226番地、前住所埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1019番地１　武蔵寮
債務者　加藤　和弘（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
新潟県魚沼市水沢121番地１
債務者　小林　晴男
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
新潟県南魚沼市関969番地１
債務者　太田　　栄
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
新潟県南魚沼市六日町484番地３
債務者　樋口　豊和
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷117番地の１　レインボースクエアステージ東浦藤江111
債務者　山崎　道洋
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６号
岡山県倉敷市南町６番６号
債務者　吉岡真寿美
１　決定年月日時　平成22年３月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
岡山県倉敷市笹沖341番地６　パルティール葦高101
債務者　秋柴惠美子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２６８号
大阪市淀川区加島１丁目55番21号
債務者　徳井　孝惠
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで大阪地方裁判所第６民事部